今年も楽しい生協まつり。
チアガールも大道芸も集まって、
エンターテイメントも
盛りだくさん!

ふれあい情報

G倶楽部

10 月号 2010
Vol.156

群馬県庁生活協同組合
URL http://www.hot-hitotoki.com
E-mail pref.g-coop@aq.wakwak.com

5年目を迎える「生協まつり」
秋の恒例行事となりました。
家族で楽しい「折り紙教室」や
子どもがよろこぶ綿菓子など
皆さまとのふれあい企画を、
盛りだくさんご用意しています。

高校生による、キュートな
チアリーダー&ダンス企画や、
大道芸部の公演も見のがせません!
詳しくは折り込みの
「抽選券付き」チラシをご覧ください。
スタッフ一同、皆さまのお越しを
心からお待ちしております!

わんだーらんど

G倶楽部 今月の脳トレは…

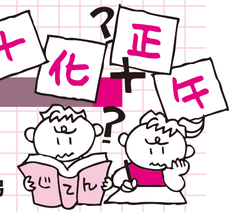

問 題

次の漢字に共通の漢字を合体させて別の漢字を作ってください。さぁ、どんな漢字が合体するでしょうか?

例題:玄・長・也 ➡ 弦・張・弛 ➡ 答えは 弓

本題:十・丁・寸・化・方・尺・可・正・司・午

■応募方法■

官製はがき(メールでも可 pref.g-coop@aq.wakwak.com)に、①クイズの答え ②G倶楽部への感想または意見・要望 ③身の回りで起きたこと ④所属・氏名を必ずご記入の上、10月31日(消印有効)までにお送りください。正解者の中から抽選で10名様に図書カードを進呈いたします。
また、意見・要望等はワンダーランドに掲載させていただく場合がありますのでご了承ください。
なお、応募資格は、県庁生協組合員の方に限ります。どしどしご応募ください。

8月号の答え及び当選者(敬称略)

答 9−9=0 でした。

逆さからみて0=6−6と答えられた方、少しアンバランスですが、13−5=8と答えられた方、確かに加減は変えず(引き算のまま)に正しい数式になっております。頭の柔らかさに敬意を表して正解とさせていただきます。

応募者数102名中86名が正解されました。抽選の結果、下記の方が当選されました。

山田 信夫(建設技術センター)	角田 修一(少子化対策・青少年課)	本多 優二(富岡土木)
江口 達哉(前橋土木)	鷲尾 和美(衛生食品課)	加藤 町子(環境保全課)
清水 静一(食肉衛生検査所)	保科 一夫(前橋土木)	山口 亜由里(林政課)
島田 三郎(吾妻農業)		

最近身の回りで起きた出来事

●緑のカーテンを作りました。以前は、暑くて眠れなかった部屋が、一番過ごしやすくなりました。効果があります。皆さんもやってみませんか。(F・R)
▼我が家も朝顔で挑戦。最初は葉がみるみる伸び調子が良かったのですが、花は一輪も咲かず、とうとうピークは過ぎてしまいました。これって失敗ー?(編集長)
●立秋が過ぎたとはいえ暑い日が続き、毎日寝不足が続いています。暑さと、隣で寝ている子どもが寝ながらぐるぐると移動するため、どうしてあんなに動き回りながらも寝られるのか、とても不思議です。(F・K)
▼今年の夏は猛暑でしたね。子どももよく眠れていないから涼しさを求めてぐるぐると動き回って寝ているのでしょう。(編集長)
●10数年ぶりに前橋の某パスタ店に家族で食べに行きました。ペスカトーレを食べましたが、美味しかったです。東毛方面でうまいパスタ屋さんが見つかりません。パスタは前橋・高崎のお店が美味しいですね。(T・K)
▼どなたか ここは美味しいという情報をお持ちの方はぜひお寄せください。(編集長)
●いいとも夏の特別企画「そっくりさん・大集合!」のオーディションに参加しました。審査を通過しテレビにも映れ貴重な体験ができました。(O・K)
▼そのコーナーでカーネルサンダーにそっくりな人を覚えています。誰のそっくりさんだったのか後で教えてください。(編集長)

■発行/群馬県庁生活協同組合 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 ■制作/プロジェクトK
●「G倶楽部」に関するご意見・ご要望は編集係までどうぞ
TEL直通 027-221-4028・FAX027-221-4029 県庁大代表 027-223-1111 内線 4805・4806

群馬県庁生活協同組合
■制度内容等 詳細については、パンフレットを必ずご確認ください。

県庁生協グループ保険

手続き期間中!!

県庁生協グループ保険更新の時期が近づいてきました。
今年も推進員が下記のスケジュールで各職場を訪問します。
新規加入をお考えの方、変更を検討されている方は、
ぜひこの機会にご相談ください。

平成22年度 訪問日程決定!!

10月13日(水)〜10月29日(金)

※加入内容の見直しなど、ご相談を希望される方は、お早めに県庁生協までご連絡を!!

制度の特長をもう一度配布されるパンフレットで
確認してみましょう!
退職後も継続加入できる制度があります。
ご不明な点がありましたら、期間中推進員に、
または県庁生協までお尋ねください。

ご家族もご一緒に!!

組合員ご本人が加入していれば、組合員でない配偶者の方、お子さんもご加入いただけます。

配偶者	基本保障保険、医療保障保険、新・医療保障保険、リビングリスク制度、重病克服支援制度、退職後継続制度
こども	基本保障保険 医療保障保険

退職後も安心です。

在職中に加入していれば、一定の条件のもと、退職後も継続加入できる制度が配偶者も含めて準備されています。

退職後の保障例
●死亡・高度障害時に備える保障
●入院・手術等に備える保障
●三大疾病に備える保障 等々

生涯設計で安心です!!

請求漏れはありませんか?

請求事由が発生した場合は、県庁生協までご連絡を。TEL:027-221-4028(担当:五十嵐)

※基本保障保険は団体定期保険と普通傷害保険をセットにしたものです。
※団体定期保険と普通傷害保険とでは、お支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法・給付割合等が異なります。
※団体定期保険と普通傷害保険それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。
※この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。
※制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

※各コースとも本人が加入していることを条件に、配偶者は基本保障保険、医療保障保険、新・医療保障保険、リビングリスク制度、重病克服支援制度、退職後継続制度に、こどもは基本保障保険と医療保障保険にご加入いただけます。

■引受保険会社
明治安田生命保険相互会社(事務幹事)
日本生命保険相互会社
第一生命保険株式会社
明治安田損害保険株式会社(損保部分)

MY−A−10−他−005320
MYG−A−10−LF−443